

# 構築主義の立場から：因果論的発想からの脱却をめざして

北澤 毅（立教大学）

今回与えられた課題は、「いじめ問題」について構築主義的なアプローチから社会的な考察をせよということであるが、ここでは、1. 構築主義的アプローチとは何か、2. 「いじめ問題」ということで何を考察の対象にするのか、という2点について確認しておきたい。

## 1. 構築主義的アプローチとは何か

### 1) 構築主義の「社会問題」定義の特徴

「社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動である」（M.B. スペクター、J.I. キツセ『社会問題の構築』マルジュ社、119頁）という構築主義に特有の「社会問題」定義の最大の特徴は、「社会問題」というのは社会のメンバーによる定義活動の産物である、という端的な言い切りかたにこそある。実体論が、「社会問題」とは「問題になる状態が存在するから問題になる」という認識論的立場をとるのに対し、構築主義は、「問題である」という定義が問題を“つくりだす”という認識論的立場を取る。それゆえ構築主義からすれば、定義“以前”の、あるいは定義を“こえた”「客観的状态」を想定することは論理的矛盾でもある。

### 2) 構築主義の研究課題

以上の定義にもとづいて、メンバーが「社会問題である」とした具体的事例について、その社会問題化の構築過程を解明するのが構築主義の課題であり、日本でもいくつか具体的研究がなされているが（中河・永井編『子どもというレトリック』青弓社、1993年、など）、本発表での構築主義の位置づけは、方法としては構築主義に依拠するものの、課題は「いじめ問題」

の「語られ方」の分析であり、「いじめ問題」の構築「過程」そのものの解明ではないということになる。

### 3) 方法としての構築主義

#### a) 研究対象とその観察可能性－「主観的」定義は「客観的」に観察可能である－

「社会問題」をメンバーによる定義の産物とするなら、「メンバーによる定義活動」をデータによって実証しなければならない。例えばスペクター・キツセは、「同性愛」に対する社会的評価や認識のされ方を知るためのひとつの手がかり（データ）として、国会図書館における「同性愛」というカテゴリーの分類のされかたを紹介している。つまり1960年代までは、「同性愛」は「異常性関係（性犯罪を含む）」という分類カテゴリーのなかに含められており、こうしたデータから、「同性愛」に対する社会定義のありようが観察可能となるというわけである（スペクター・キツセ、同上書、22-26頁）。

さてそれを受けて「いじめ問題」で具体的に示しておこう。例えば、いつ頃から「いじめ」が社会問題になってきたかを知りたいなら、「新聞」や「青少年白書」などで、「いじめ」というカテゴリーがいつ頃から登場してきたかを調べてみればよい。また「青少年白書」を直接調べることで、「いじめ」というカテゴリーを使用してその「発生件数」をカウントし始めた年代を容易に確定できるはずである。「校内暴力」や「登校拒否（不登校）」についても言えることであるが、白書類に新しいカテゴリーが登場するということは、そのカテゴリーの問題性が「公に」認知されたことを示すデータとして貴重である。このようにして我々は、「社会問題」の構築過程（どのように「問題」として成長し語られてきたか）をデータによって観察することができる。

#### b) 研究対象に対する「態度」－対象の「状態性」

## についての2重の判断留保一

構築主義に特有の研究対象に対する「態度」の特徴は、「社会問題とされている状態」の“状態性”については判断を控える、というものである。例えば、「いじめ」が「増加しているかどうか」や「陰湿であるか否か」といった“状態性”についての判断を控えるということ、さらにはそこから論理的に導かれることであるが、メンバーによる「状態性」についての判断（定義活動）の正誤・真偽についての判断も控えるということ、この2重の意味での「判断留保」という研究態度が、構築主義やエスノメソドロジー研究の最大の特徴でもある。それゆえ、構築主義的研究のなかには、「いじめ」の「原因説明」といった因果論的思考はそもそも存在しないということになる。このことははっきりと認識しておく必要がある。

## 2. 「いじめ問題」の語られ方の分析

### 1) 他者の「苦痛」の理解可能性について —「事実」と「規範的言説」—

「いじめ自殺」という社会現象において注目すべきことは、彼（女）らが「いじめられていた」ということ、そしてそのことで「苦しんでいた」ということを、彼（女）の生前に、周囲の人間は誰も気づいていなかったという「事実」がしばしば指摘されることである。通常、この「事実」は、「気づくべきだった」「気づいたはずである」といった規範的言説によって否定的価値を付与され排除されていく。しかしながら、そうした規範的言説で語ることは別に、誰かが「いじめられている」ことや「苦しんでいる」ことに、親、教師、友人など、その本人にとって最も重要な他者と思われる人たちでさえしばしば気づかないことがあるという、端的かつ重い「事実」をどのように捉えることができるのか、ということがここでの課題である。これは我々の社会的相互行為の基本的な理解にかかわる問いであり、そこを明確にしなければ、「気づかないことがある」という「事実」と、「気づくべ

きだ」という規範的言説との距離は永遠に埋まらないだろう。

### 2) 「認識の一致」という前提

例えば森田洋司・清永賢二の「いじめ集団の4層構造」モデルというのは、そこでおきているのは「いじめである」ということを、状況を共有している全員が知っているという前提がなければ成立しない。なぜなら、いじめ状況に関わっている子どもたちを、「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」という4類型に分類可能であるためには、そこで行われている相互行為が「いじめである」ということを知っているということとを前提した上での、それぞれの子どもの、その状況への関わり方、態度の取り方の類型だからである。

しかしそうした前提は成立するのか。「認識の一致」は、相互行為にとって必要条件ではないということはシュッツやガーフィンケルによっても定式化されており、データにおいても実証可能である（この点については1994年の大会で発表済み）。というより、「いじめ問題」に関する実証主義的あるいは常識的言説の最大の特徴は、「成立していない」という＜認識の不一致領域＞に対して、規範的言説によって価値的に判断し、考察の外部へと排除してしまうことにある。

### 3) 因果論的発想について

（この点については、以下の2点について当日発表予定）

#### a) 実証主義的言説の問題 — 操作的実体化からの因果的一般化 —

そこで「いじめ」がなされているかどうか、という「いじめ」の事実認定自体が、原理的には常にプロブレマテックである。つまり「いじめ」の「記述」が可能かどうかということそれ自体が問題であるにもかかわらず、そこを不問にして「いじめ」を操作的に実体化し、その発生要因を論ずる実証主義的（原因論的）言説とは何か。

#### b) 常識的言説の問題

— 経験からの因果的一般化 — （以下省略）